

災害廃棄物対策関連の 主な国の動き

令和3年2月1日

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

環境省中部地方環境事務所

資源循環課

令和2年7月豪雨における 災害廃棄物対策

近年の大規模災害における災害廃棄物の発生量及び処理期間

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
熊本地震 (熊本県)	H28年4月	311万トン	全壊：8,668 半壊：34,492 一部損壊：154,098	約2年
平成30年7月豪雨 (岡山県、広島県、愛媛県)	平成30年7月	200万トン ^(※1)	全壊：6,603 ^(※2) 半壊：10,012 ^(※2) 一部損壊：3,457 ^(※2) 床上浸水：5,011 ^(※2) 床下浸水：13,737 ^(※2)	約2年
令和元年房総半島台風 ・東日本台風	R1年9月、10月	168万トン ^(※3)	全壊：3,650 ^(※4) 半壊：33,951 ^(※4) 一部損壊：107,717 ^(※4) 床上浸水：8,256 ^(※4) 床下浸水：23,010 ^(※4)	約2年 (予定)
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
広島県土砂災害	H26年8月	52万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
令和2年7月豪雨	R2年7月	49万トン ^(※5)	全壊：1,597 ^(※6) 半壊：4,443 ^(※6) 一部損壊：2,961 ^(※6) 床上浸水：2,595 ^(※6) 床下浸水：5,501 ^(※6)	約1.5年 ^(※7) (予定)

(※1) 主要被災3県の合計（令和元年9月時点）

(※2) 主要被災3県の公表値の合計（平成31年1月9日時点）

(※3) 被災自治体からの報告の合計（令和2年8月末時点）

(※4) 内閣府防災被害報告の合計（令和2年4月10日時点）

(※5) 令和2年11月末時点調査。土砂混じりがれきを含む。

(※6) 内閣府防災情報（令和2年10月1日時点）

(※7) 熊本県分のみ（令和2年8月末時点）

令和2年7月豪雨における環境省の取組(災害廃棄物)

① 人的支援

- 7月5日から環境省職員のべ618名を8県24市町村に派遣し、被害状況及び災害廃棄物の発生状況等についての現地調査を実施(うち、人吉市には7月6日から1名、球磨村には7月12日から2名常駐派遣)。本省課長級、本省職員を熊本県(のべ95人日)、福岡県(のべ29人日)、大分県(のべ25人日)に派遣し、現地支援態勢を強化。
- 災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の専門家のべ372名を4県に派遣(7月7日～8月31日)。
- 支援自治体の廃棄物担当職員が2県5市町村に派遣され、技術的支援を実施したほか、災害廃棄物の収集運搬・処分について3県6市町村へ支援を実施。

②-1 仮置場に係る支援

- 仮置場の確保に係る調整支援。
- 仮置場の管理・運営に関する助言支援。

②-2 収集運搬に係る支援

- 防衛省・自衛隊等と連携した災害廃棄物の撤去。
- 県外自治体及び民間団体等によるごみ収集運搬車両の派遣に係る調整支援。

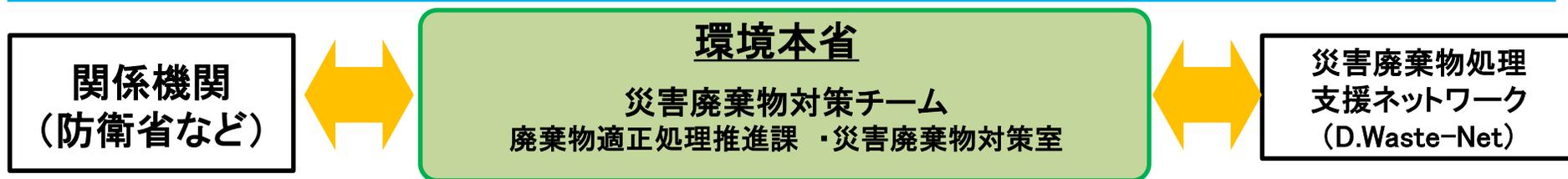
②-3 処理に係る支援

- 廃棄物の広域処理に係る調整支援
- 災害廃棄物の発生量推計及び処理実行計画作成に関する助言支援。

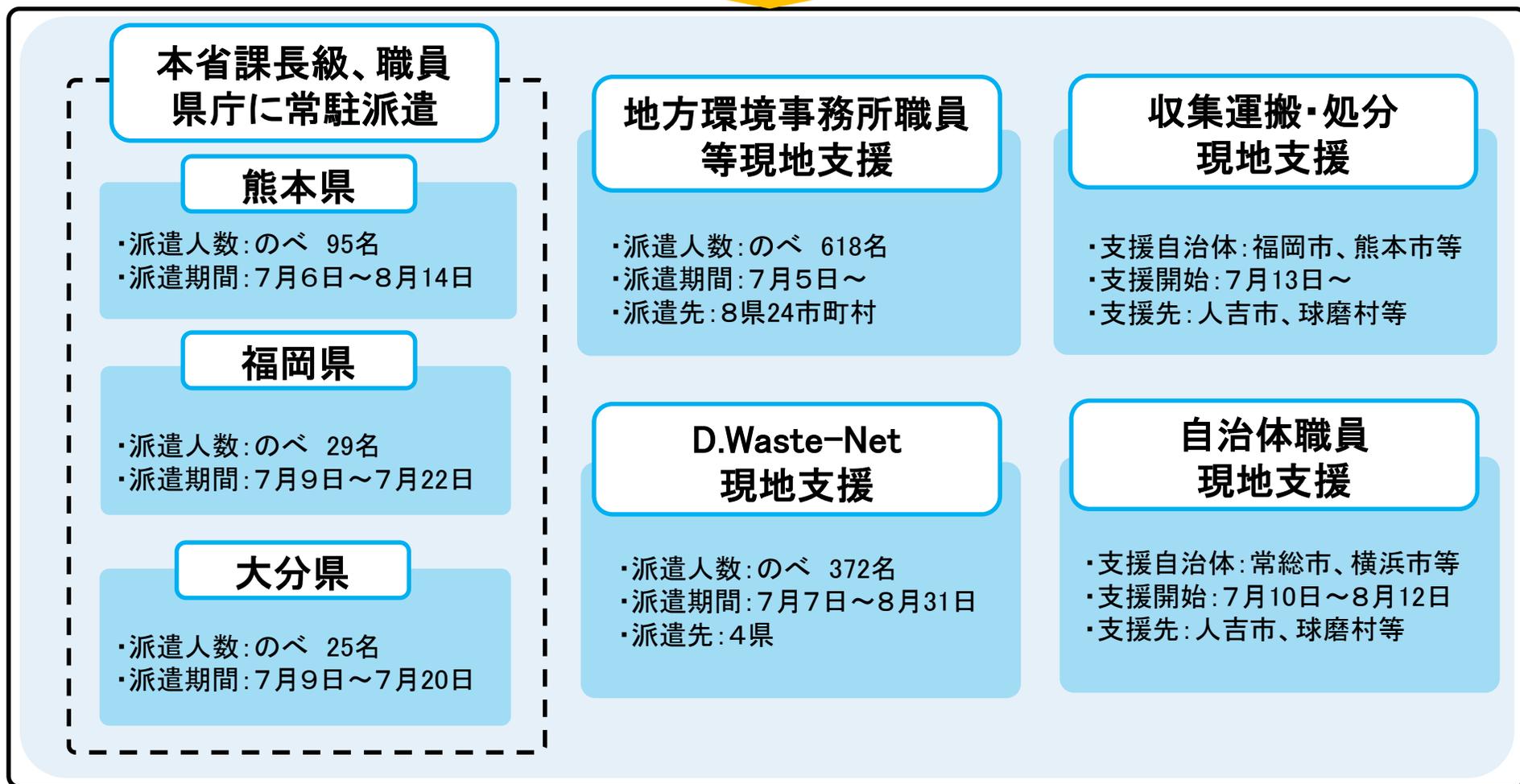
③ 財政措置

- 「特定非常災害」に指定されたことを踏まえ、半壊家屋の解体撤去費用まで補助対象を拡大。また、災害廃棄物処理基金(いわゆるグリーンニューディール基金)と地方財政措置も含めて、熊本地震並の97.5%以上の財政支援を行う。
- 浸水等により廃棄物処理施設が稼働停止し、処理が滞っている生活ごみ・し尿について、災害時における広域処理に係るかかりまし経費を支援。
- 国土交通省と連携し、廃棄物・土砂の一括撤去を支援。

環境省の災害廃棄物対策に関する現地支援体制(令和2年7月豪雨)

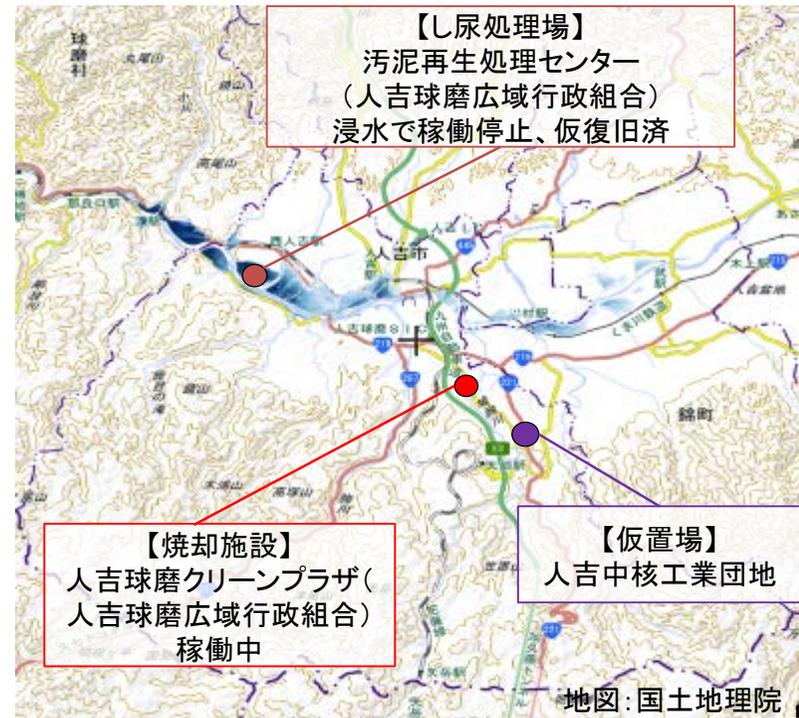


(令和2年10月1日時点)



熊本県人吉市の災害廃棄物等の状況

- 人吉球磨広域行政組合汚泥再生処理センター(し尿処理場)が浸水により稼働停止。代替として県下流域下水処理場で処理を実施した。熊本県環境整備事業協同組合(全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会)による収集運搬の支援を実施。し尿処理場は9月14日に仮復旧し、令和3年3月本復旧予定。
- 7月6日に仮置場を設置。熊本県産業資源循環協会が処分を含め支援を実施。アクセス道の渋滞・場内混雑を踏まえ、対策を順次実施し、7月12日以降、渋滞や混雑は大幅に改善。7月10日～7月13日に防衛省・自衛隊等と協力し、「人吉市内の大型災害ゴミ一掃大作戦」を実施。
- 市、県からの人的派遣等の要請に基づき、市役所の災害廃棄物処理チームの司令塔的役割を担うため、熊本市職員が派遣された(7月20日～8月2日、8月4日～8月8日)ほか、神奈川県横浜市(7月14日～7月19日)、岡山県倉敷市(7月28日～8月2日)からも支援職委員を派遣。また、人的支援について、廃棄物資源循環学会(7月8日)、日本環境衛生センター(7月8日～8月5日)、持続可能社会推進コンサルタント協会(7月14日～8月23日)により実施。
- 町中の災害廃棄物の収集運搬や処分の支援について、市清掃業者(7月11日～)、熊本県熊本市(7月15日～8月15日)、福岡県北九州市(8月4日～8月14日)、広島県広島市(7月28日～8月6日)、福岡県福岡市(7月28日～8月17日)、鹿児島県日南市(8月3日～8月13日)、佐賀県武雄市(8月4日～8月9日)、長崎県長崎市(8月4日～8月13日)、大阪府大阪市(8月5日～8月12日)、岡山県岡山市(8月10日～8月20日)により実施。また、九州地区一般廃棄物団体災害対策連絡協議会による収集運搬支援(8月3日～19日)を実施。
- 7月21日から北九州市による広域処理を開始。
- 7月28日から仮置場から船舶により輸送する量、混合廃棄物等の搬出を開始。三重県内の廃棄物処理業者で処分。
- 「災害ごみ搬出困難な方の家屋からの土砂・ごみ出し支援パッケージ(人吉市)」を実施。土砂・ごみ出しの希望者の整理、各事業主体の役割分担の調整、契約事務の補助等を支援。
- 公費解体は9月14日から受付開始。



熊本県球磨村の災害廃棄物等の状況

- 道路の損壊がひどく、芦北町側の神瀬（こうのせ）・大瀬（おおせ）及び一勝地（いっしょうち）地区が分断された。7月18日に一勝地地区までの道路が啓開された。
- 発災当初は仮置場が不足し、7月15日に山江村に仮置場を開設（住民直接持込のみ）。熊本県産業資源循環協会が処分を含め支援を実施。
- 防衛省・自衛隊、県、トラック協会、環境省で一体で搬出等の支援を行う「球磨村の大型災害ゴミ搬出の寄り添い支援」を渡地区（7月16日～17日、7月25日～7月26日）、一勝地地区（7月21日）、神瀬地区（7月28日）で実施。
- 環境省からの要請に基づき、茨城県常総市職員（7月15日～7月20日、22日）、熊本県西原村職員（7月21日～7月27日）を派遣。
- 福岡県福岡市（7月26日～8月1日）、熊本県益城町（7月30日～8月3日）が支援職員を派遣。
- 人的支援について、持続可能社会推進コンサルタント協会（7月14日～8月3日）により実施。
- 8月10日から、災害ごみ・がれき等の家屋からの撤去申請の受付開始。
- 鹿児島県鹿児島市による町中の災害廃棄物の収集運搬（7月30日～8月26日）及び処分（9月1日～9月17日）の支援を実施。福岡県福岡市が災害廃棄物の処分の支援を実施（8月17日～9月17日）。また、熊本県清掃事業協議会（全国清掃事業連合会）による収集運搬支援を実施（8月10日～30日）。
- 「災害ごみ搬出困難な方の家屋からの土砂・ごみ出し支援パッケージ」として、8月3日から、建設業者や地元の森林組合による、家屋からの土砂の搬出を開始。8月10日から、災害ごみ・がれき等の家屋からの搬出希望者の募集を開始。
- 公費解体は9月8日から受付開始。



熊本県芦北町の災害廃棄物等の状況

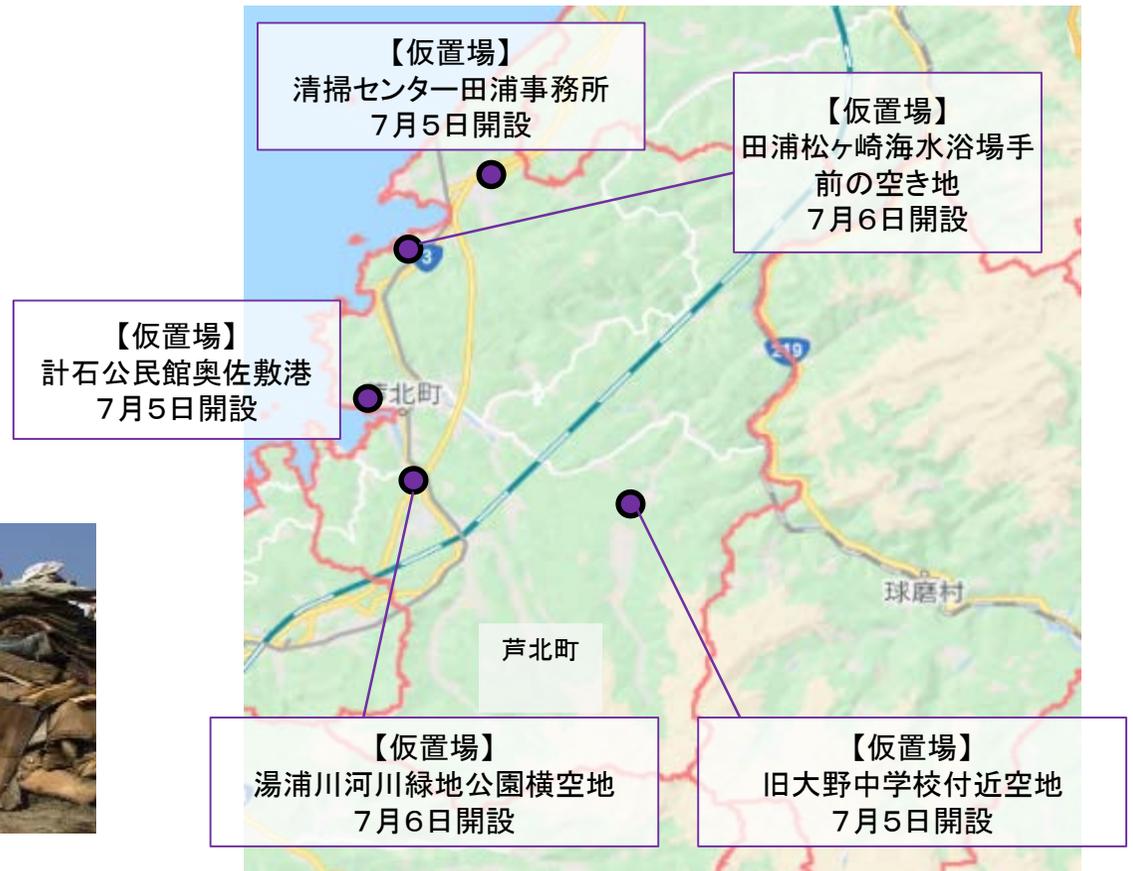
- 7月5日から市内5カ所に仮置場を開設したが、7月8日に一杯になったため、受入を一時停止。場内整理や搬出等の対策を講じ10日から順次受入を再開。熊本県産業資源循環協会が処分を含め支援を実施。
- 環境省からの要請に基づき、茨城県常総市職員（7月10日～7月14日）を派遣。また、人的支援について、廃棄物資源循環学会（7月9日）、日本環境衛生センター（7月8日～7月20日）、持続可能社会推進コンサルタント協会（7月2日～7月16日）により実施。
- 町中の災害廃棄物の収集運搬・処分について、熊本県熊本市（7月14日～9月30日）、佐賀県佐賀市（8月7日～9月11日）が支援を実施し、宮崎県日向市が収集運搬の支援を実施（8月5日～8月12日）。
- 熊本県清掃事業協議会（全国清掃事業連合会）による収集運搬支援を実施（7月12日～9月30日）。
- 公費解体は8月28日から受付開始。



再開後の仮置場への搬入状況（7月12日）

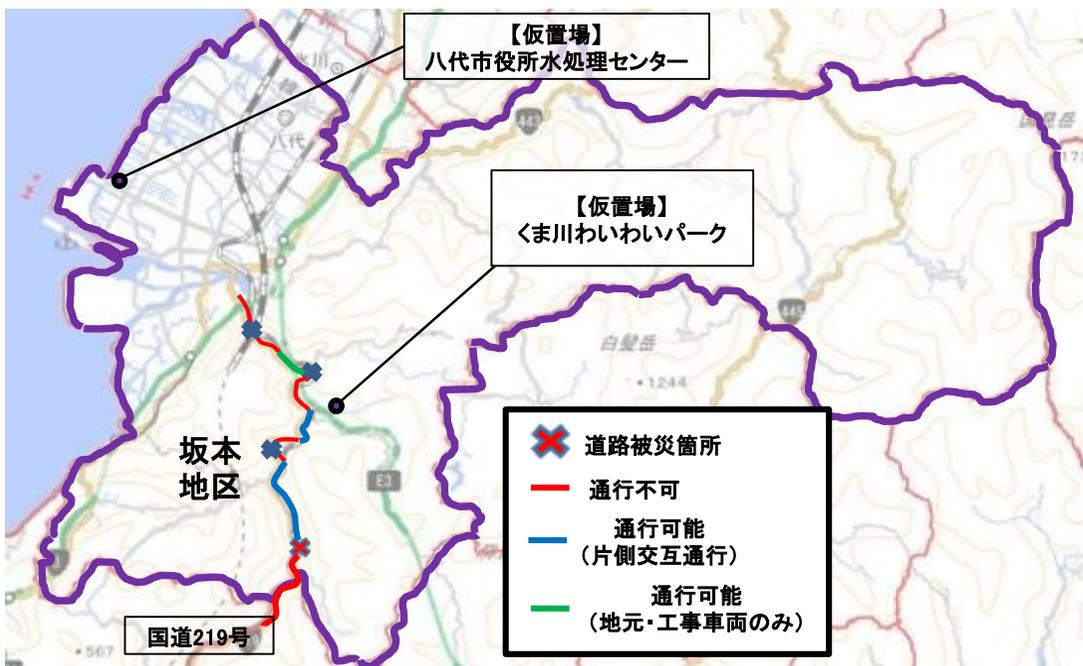


仮置場への状況（7月30日）



熊本県八代市の災害廃棄物等の状況

- 道路の損壊がひどく、坂本地区が分断された。車両通行が可能となった7月14日に被害状況の調査を実施。7月21日、環境省による現地確認を改めて実施。
- 7月25日～7月26日、7月29日～8月2日にかけて市清掃業者等による集中回収を実施。
- 8月4日から8月7日まで、自衛隊等による土砂・大型災害ごみの搬出支援を実施。
- 環境省からの要請に基づき、福岡県朝倉市職員（7月23日～26日、8月8日～8月10日）、岡山県倉敷市職員（7月28日～8月2日）を派遣。また、人的支援について、日本環境衛生センター（7月21日～8月5日）、持続可能社会推進コンサルタント協会（8月13日～8月31日）により実施。
- 坂本地区の災害廃棄物の収集運搬の支援について、京都府京都市（8月13日～8月26日）、兵庫県神戸市（8月20日～9月1日）、岡山県倉敷市（8月27日～9月2日）が実施。
- ボランティアセンターで対応できない宅地内の土砂等の撤去については、9月19日までに76件の申請を受け付け5件対応済み。土木業者に委託して対応。
- 熊本県産業資源循環協会が仮置場管理を含む処理を支援。
- 公費解体は9月1日から受付開始。



(7月21日)



(7月25日)

坂本駅付近の臨時仮置場の様子



可燃ごみの集中回収の様子 (7月25日、7月26日)

活動の概要

- 7/20（月）～8/9（日）の21日間にわたり、中部地方環境事務所職員（課長・専門官）延べ23人日を熊本県人吉市に現地派遣。
- 街中の片付けごみを撤去し仮置場に持ち込むための収集運搬支援の調整、「災害ごみ搬出困難な方の家屋からの土砂・ごみ出し支援パッケージ」の調整等を実施。

課題

1. **ブロック間の支援・受援の調整・判断**
2. **事務所BCP（人員体制）の実効性向上**
3. **現地支援チームの多様性の発揮**

課題 1 : ブロック間の支援・受援の調整・判断

令和2年7月豪雨のような広範囲・長期間にわたる大雨では、広域的な（ブロックを跨がる）支援・受援の調整・判断が困難なおそれ。（※水害に限らず、南海トラフ地震等も広範囲かつ余震が長期間にわたれば同様のおそれ。）

- 7/7（火）に人吉市への現地派遣（7/13（月）～の週）について本省から依頼を受けたが、**中部管内で翌日にも大雨特別警報発令のおそれありとの予報**があったため、中部地方環境事務所職員の人吉市への現地支援は、本省が派遣希望していた時期より1週間遅れた。
- 7/8（水）早朝に岐阜県・長野県で**実際に大雨特別警報が発表**され、岐阜県を中心に河川氾濫等による被害が発生。もし中部管内でも広域支援が必要なレベルの被害が発生していたら、人吉市を支援できる余力は無かったおそれ。

課題 2 : 事務所BCP（人員体制）の実効性向上

災害発生時に事務所内で調整し人員確保できるよう、事務所BCPの実効性を高めていく視点も重要。

- 現地支援チームのうち九州地方環境事務所メンバーは主に現場案内で活躍。**災害廃棄物対応は現地支援チームのうち外部メンバー**（本省、他事務所、熊本市等）が主に担当。
- 複数県にわたり被害発生した場合には**事務所内で調整し資源循環課以外の職員も動員**しなければならないという事務所の人員体制を踏まえると、被災事務所メンバーが現場案内を主に担うのは現実的。
- 令和元年東日本台風の際、中部地方環境事務所が長野県庁に常駐し被災自治体との顔の見える関係を構築できたのは、1 県しか大きな被害が無かったため。
- 事務所BCPの策定・見直しを通して、**災害発生時に確保できる人員をあらかじめ精査**する視点が重要。

課題3：現地支援チームの多様性の発揮

環境省職員のみならず関係機関のパートナーシップの下で現地支援チームを構築し、メンバーの多様性を発揮させる視点が重要。

- 人吉市では熊本市職員（元環境省出向者）が環境省現地支援チームの一員として活躍。収集運搬支援に係る現地調整・案内、支援状況の整理等を担った。
- 現場の多様な主体と連携しながら、環境省職員かどうかに拘らず、現地支援チームの一員を務められる者（被災、現地支援、環境省出向等の経験者等）の裾野を地域全体として拡大していく視点が重要。
- 今後、「災害廃棄物処理支援員制度」（人材バンク）に登録した自治体職員等にも、（環境省の要請・指示待ちでなく）主体的に活動し多様性を発揮するよう期待。

災害廃棄物処理支援員制度 (人材バンク)

1. 「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」について

【制度の概要】

- 環境省から全国の地方公共団体に対し、災害廃棄物処理を経験し、知見を有する職員の推薦を依頼。地方公共団体の推薦を受けた職員を「災害廃棄物処理支援員」として名簿に登録。
- 災害発生時には被災地方公共団体の要請により「災害廃棄物処理支援員」を派遣。
- 災害廃棄物処理支援員による活動内容
 - ・災害廃棄物処理の方針にかかる助言・調整等
 - ・災害廃棄物処理の個別課題の対応にかかる助言・調整等
- 災害廃棄物処理支援員への研修・訓練

【スケジュール】

8月18日:人材バンク制度の周知(事務連絡)

9月10日:人材バンクの推薦依頼(事務連絡)

12月18日～2月1日:スキル研修(オンデマンド方式)

「対象者:災害廃棄物処理支援員、地方公共団体職員、D.Waste-Net」

1月26日:マネジメント研修(Web開催)

「対象者:災害廃棄物処理支援員」

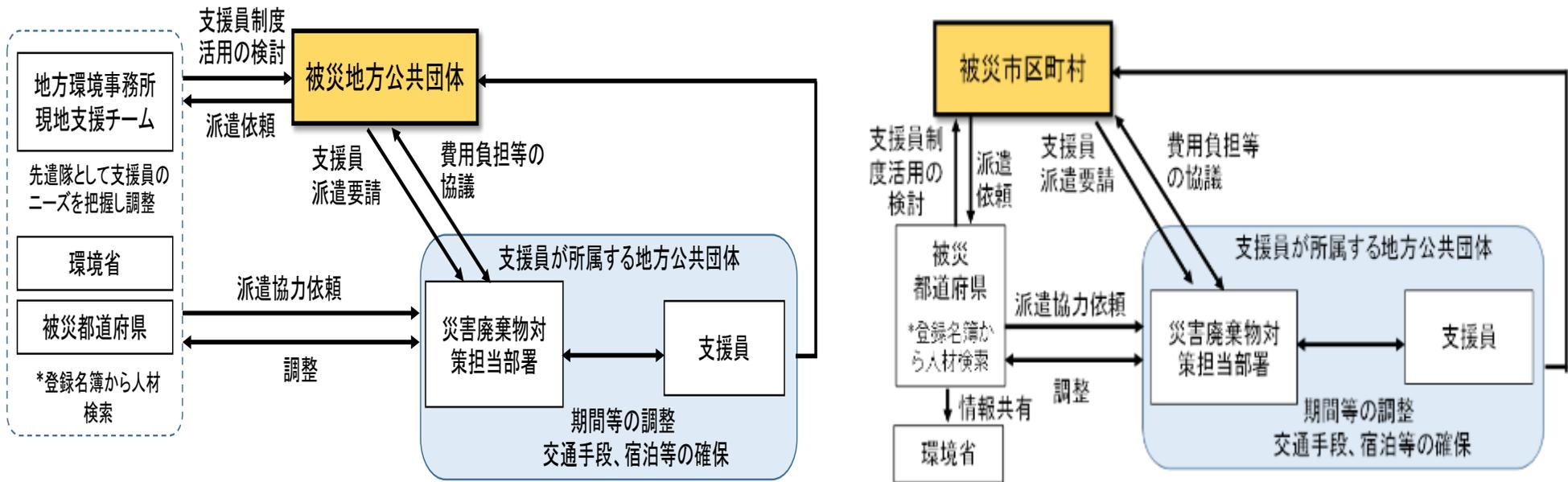
※12月28日時点:登録者223名



地方公共団体職員による
災害廃棄物処理の支援の様子
(写真提供:東京都)

1. 「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」活用の流れ

- 被災地方公共団体からの要請を基本に、環境省現地支援チームが災害廃棄物処理支援員の派遣の必要性について、被災地方公共団体と検討。都道府県、環境省において、災害廃棄物処理支援員のマッチング。
- 都道府県が、その所管地域内の被災市区町村と災害廃棄物処理支援員の派遣の調整を行うことも可能。



「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」の登録状況(1/6)

表1：支援員の都道府県・市町村等の登録人数（人）

※令和2年12月28日時点

分類	登録人数	自治体数
都道府県	61	29
市町村等	162	87
合計	223	116

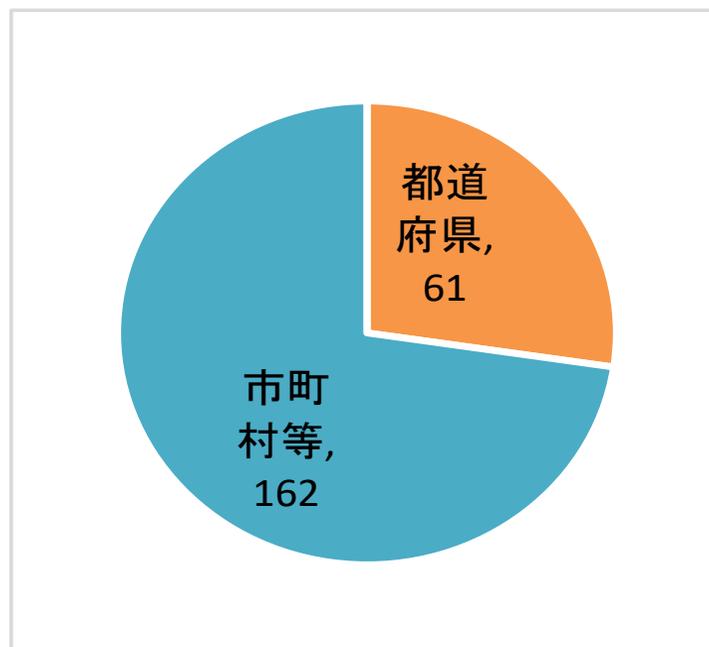


図1-1：支援員の都道府県・市町村等の割合（人）

「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」の登録状況(2/6)

※令和2年12月28日時点

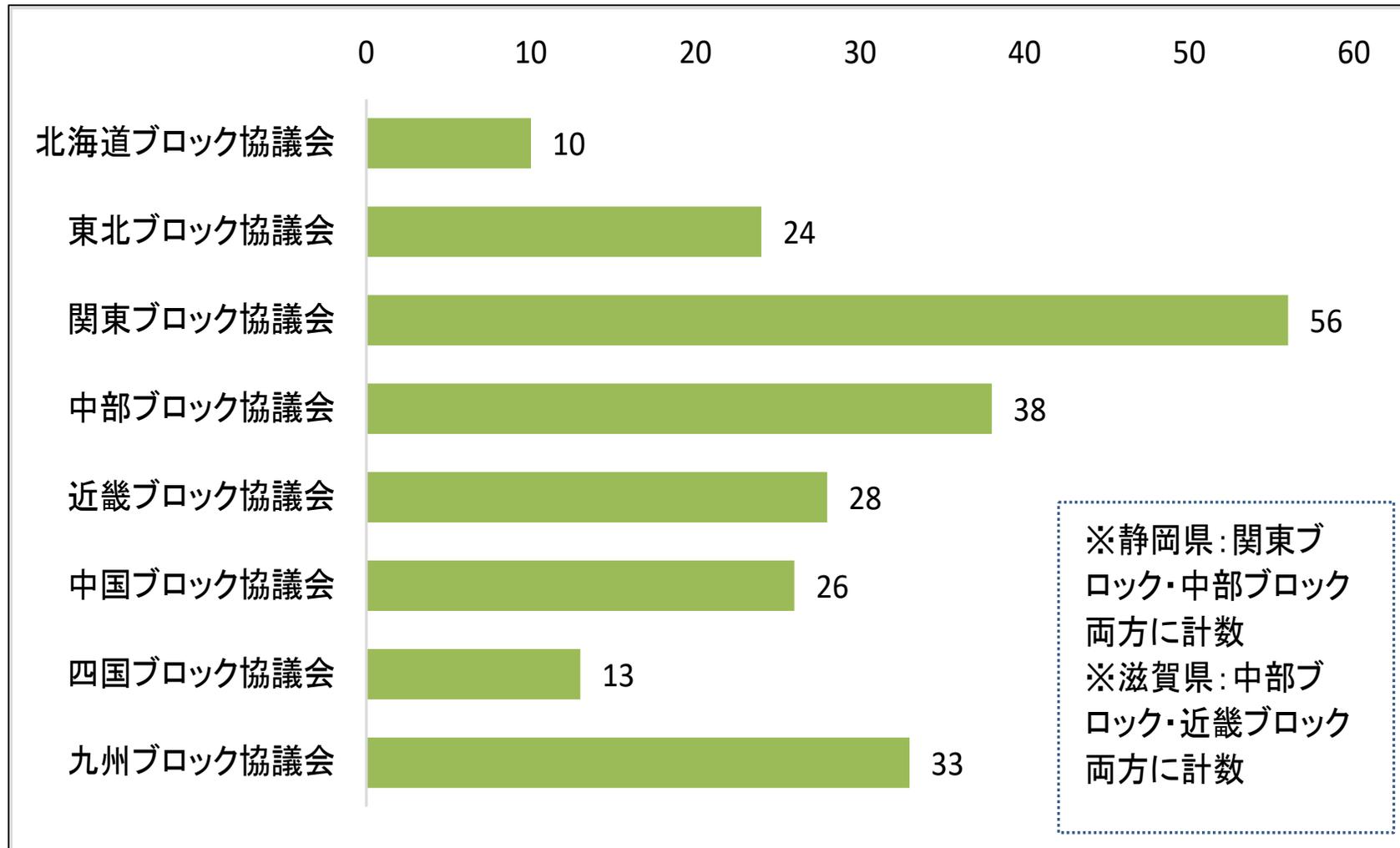


図1-2 : 各地域ブロック協議会における支援員数 (人)

「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」の登録状況(3/6)

※令和2年12月28日時点

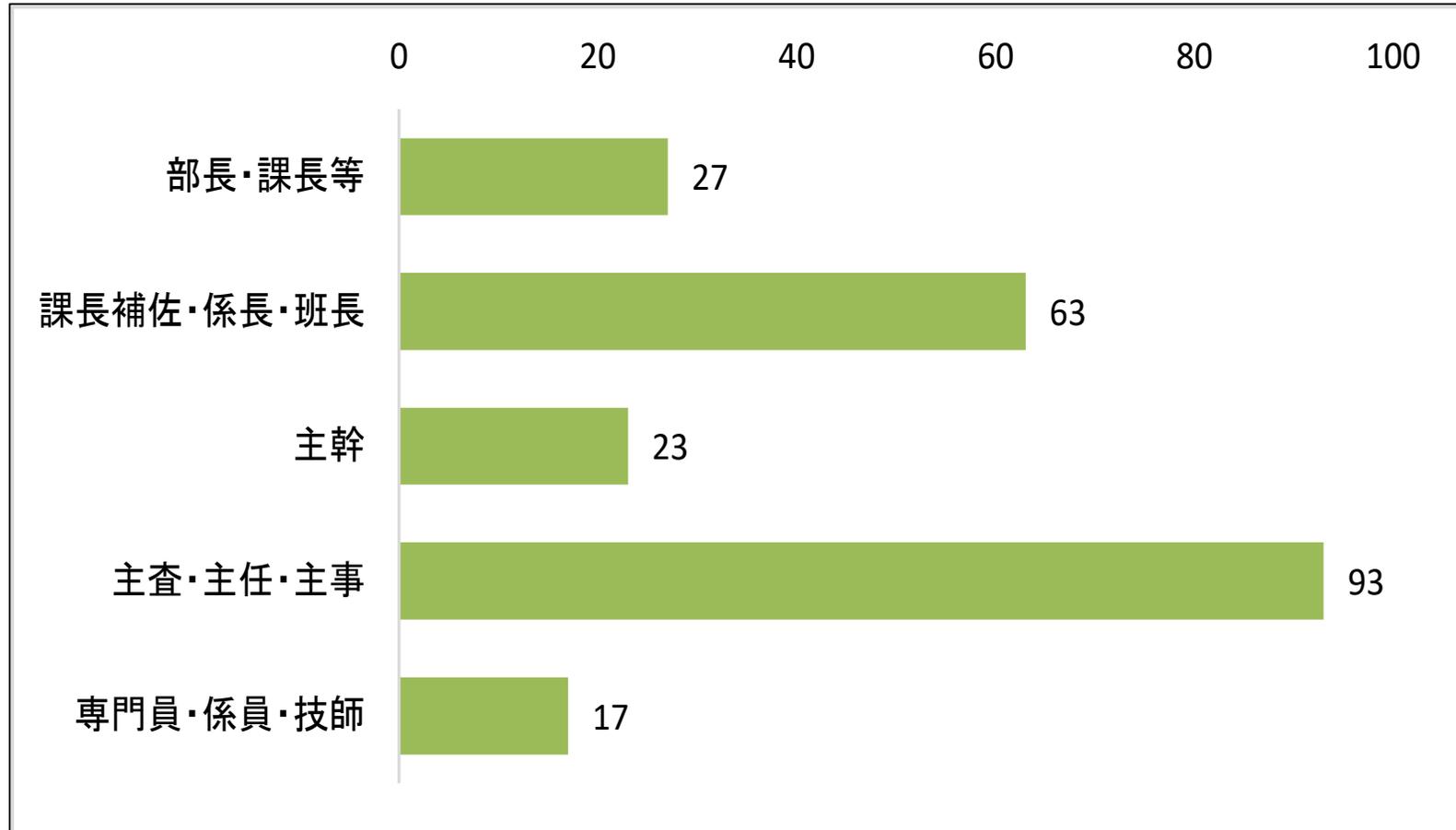


図1-3：支援員における役職別の人数（人）

「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」の登録状況(4/6)

表 2 : 支援員の被災経験について (人)

※令和2年12月28日時点

被災経験「あり」	148
被災経験「なし」	75
合 計	223

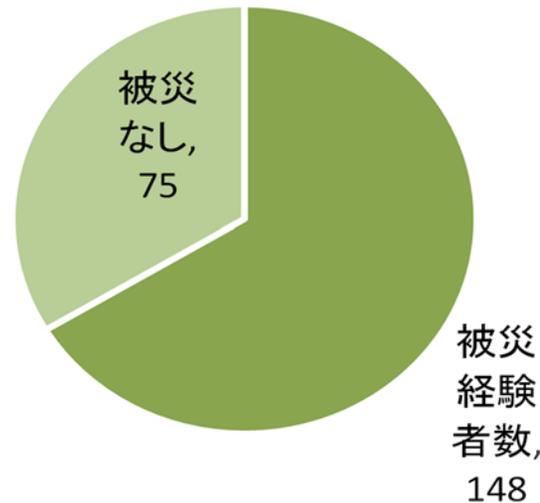


図 2 : 被災経験のある支援員の割合 (人)

「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」の登録状況(5/6)

※令和2年12月28日時点

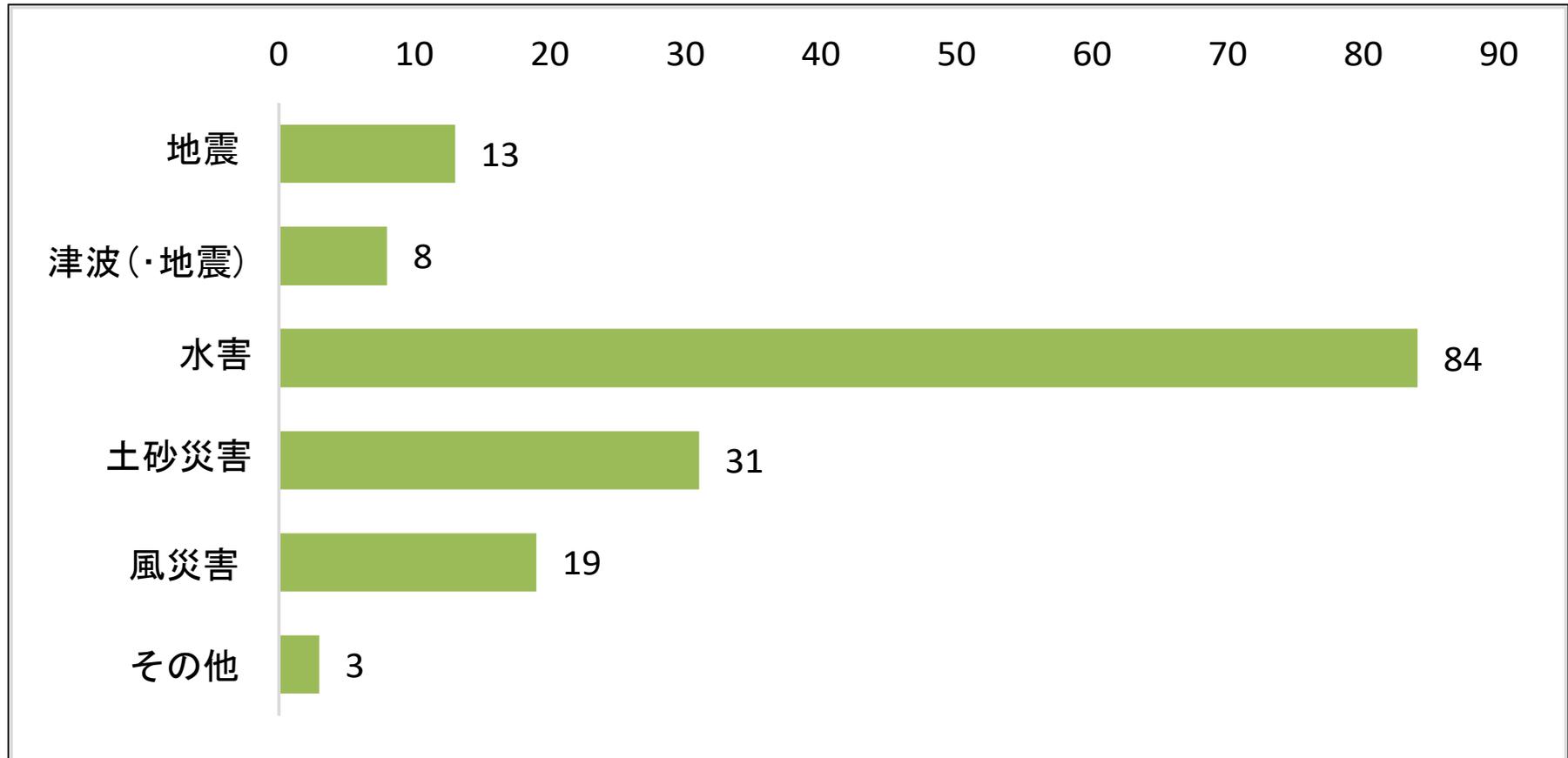


図3：被災経験のある支援員における災害の種類別人数（人）※複数選択可

「災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)」の登録状況(6/6)

※令和2年12月28日時点

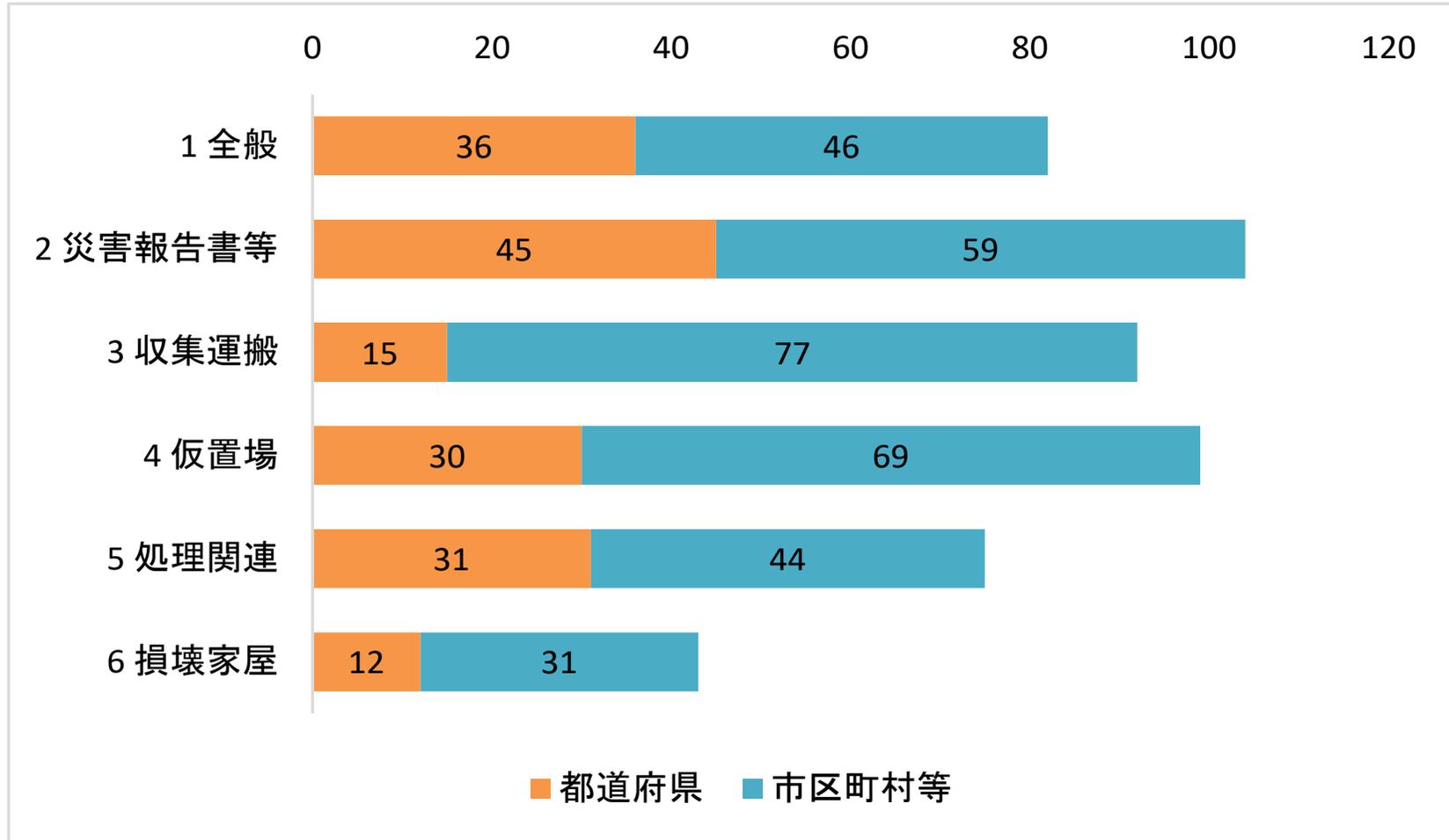


図4：支援が可能な各分野における支援員の人数（人）※複数選択可

2. 災害廃棄物に係る研修等の整理

自治体等の人材育成を促進するため実施している、最近の研修の実施状況と対象者を整理した。

対象 実施者	自治体職員 (被災側)	自治体職員 (支援側)	環境省職員 (支援側)
本省(環境省、 他省庁)	災害廃棄物対策指針		オペレーション マニュアル
	初動対応の手引き (文書、及び紹介動画)		
	シンポジウム(年1回)		省内勉強会
	廃棄物・リサイクル基礎研修		
		人材バンク研修	
	防災スペシャリスト養成研修 (内閣府等)	災害マネジメント総括支援員等 研修(総務省)	
地方環境事務所	ワークショップ・セミナー等		地方環境事務所 担当者会議等
	各種訓練・図上演習		
都道府県	各県主催の研修・ ワークショップ等		
その他	日環センター主催廃棄物行政 担当者研修		
	ガイドライン等	研修等	

防衛省・自衛隊と環境省との連携

防衛省・自衛隊と環境省との連携対応マニュアル

- 近年の大規模災害では広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、応援自治体等の支援を受け、環境省・自衛隊・ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施。
- 環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」を共同で策定
- 自衛隊の活動の効果を最大化することにより、災害廃棄物の撤去を加速化し、被災地の復旧・復興に繋げる。

長野県長野市における
自衛隊による撤去



栃木県大平町における
自衛隊による撤去



【主な内容】

- 関係機関の役割分担の明確化
- 発災時の現地調整会議の開催
- 関係機関の「顔の見える関係性」構築
- 自衛隊の活動終了の手順

等

目的

平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風(台風第19号)、令和2年7月豪雨など、近年の大規模災害では広範囲に甚大な量の災害廃棄物が発生し、被災自治体のみでは対応できず、応援自治体等の支援を受け、環境省・自衛隊・ボランティアなどの関係者が連携して災害廃棄物の撤去を実施。

今般、環境省と防衛省は、それらの活動を通じて蓄積されたノウハウ等も踏まえ、防災基本計画(令和2年5月)に基づき、防衛省、環境省、都道府県、市町村、ボランティア、NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応、自衛隊の活動終了に伴う対応等について整理した「災害廃棄物撤去に係る連携対応マニュアル」を共同で策定し、関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るよう協力態勢を構築する。

マニュアルの概要

1 基本事項

- 災害廃棄物は、発災時には被災家屋の片付け等により一度に大量に発生。生活環境の保全等のため、円滑・迅速な処理が非常に重要
- 災害廃棄物処理の3原則(「①安全」「②スピード」「③費用」)に基づき仮置場における適切な分別等を推進

2 関係機関の役割分担・連携

- (1) 環境省<廃棄物処理の所管省庁、活動の総合調整>
 - ・ 環境省現地支援チームを派遣し、広域の応援体制の調整、発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整
 - ・ 市町村に対する財政支援策の周知や、市町村における民間事業者との協定締結の促進を含めた助言
- (2) 都道府県<都道府県内の全般的な活動調整>
 - ・ 都道府県現地対策本部における活動調整、市町村への支援(受入れ施設等の調整)、環境省への協力要請、広域的な支援体制の確保に向けた調整等
- (3) 市町村<廃棄物処理に責任>
 - ・ 災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理
 - ・ 事前に災害廃棄物処理に係る計画等を作成し、仮置場や処理施設等の確保や関係機関との連携体制の構築
- (4) 防衛省・自衛隊<事態やむを得ないと認める場合の応急対策>
 - ・ 事態やむを得ないと認める場合(公共性、緊急性及び非代替性を総合的に勘案して判断)に必要な支援を実施
 - ・ 被災都道府県の要請に基づき、災害廃棄物の撤去目的、活動範囲、活動期間等を明確にした上で、応急対策として活動を実施

3 平時の取組等

- (1) 市町村
 - ・ 初動対応時の業務手順の規定、災害廃棄物処理計画の策定と見直し、仮置場候補地及び災害支援協定の内容を把握してリスト化、自衛隊の担当者と連絡先を共有
- (2) 都道府県
 - ・ 市町村の災害廃棄物処理計画の策定と見直しを支援、広域的な相互協力体制の整備、自衛隊の担当者と連絡先を共有

(3) 環境省

- ・ 関係機関の役割分担を明確化して各関係機関との連絡調整スキームを確立、市町村での仮置場候補地の事前検討を含む災害廃棄物処理に係る計画の策定の促進
- ・ 「災害等廃棄物処理事業費補助金」等による財政支援を市町村に対して周知し、理解を促進
- ・ 災害廃棄物の分別の必要性に係る認識の統一、市町村における民間事業者との協定締結の促進及び締結状況の把握
- ・ 環境省と防衛省において、本省間及び地方レベル間における顔の見える関係構築

(4) 防衛省・自衛隊

- ・ 環境省と防衛省において、本省間及び地方レベル間における顔の見える関係構築（主として、陸上自衛隊の各方面総監部及び各師団・旅団司令部と地方環境事務所の担当者との間においても連絡先を共有）

4 発災時の対応

(1) 被災市町村

- ・ 市町村職員等の同行や立会い、住民への周知、仮置場の適切な管理、民間事業者との早期契約
- ・ 必要に応じて、適切な収集運搬車両（自衛隊では所有していない小回りの利く車両など）の手配

(2) 都道府県

- ・ 市町村からの支援ニーズの把握、広域的な協力体制の確保、周辺市町村や民間事業者との連絡調整、災害廃棄物処理全体の進捗管理
- ・ 都道府県内では処理が困難になった場合や、被災都道府県から受入れ要請があった場合、受入れ施設の確保に係る調整

(3) 環境省

- ・ 環境省本省：発災時の役割分担に係る関係省庁、都道府県、市町村との総合調整を実施するとともに、広域の応援体制に係る支援や、都道府県を跨ぐ災害廃棄物の受入体制等に関する調整
- ・ 環境省現地支援チーム：全体調整、周辺状況確認調査、環境省本省への不足収集運搬車両の支援要請、自治体への助言等

(4) 防衛省・自衛隊

- ・ 現地調整会議（関係省庁、被災都道府県・市町村等との調整会議）で決定した役割分担の下、住民の生活圏のうち、幹線道路、生活道路、その周辺等の社会活動に影響の大きい場所からの災害廃棄物の撤去（民間事業者等へ移行するまでの応急対策）
- ・ 重量があり、一般の住民のみでは積込みや積み下ろしが困難な大型災害廃棄物の運搬支援を実施する等、適切に役割分担
- ・ 必要に応じて、作業開始前の現場写真撮影、重機操作を含む災害廃棄物の収集運搬車両への積込み、仮置場への運搬、市町村の管理の下での仮置場管理支援、環境省等と連携した作業工程表の作成の支援等を実施

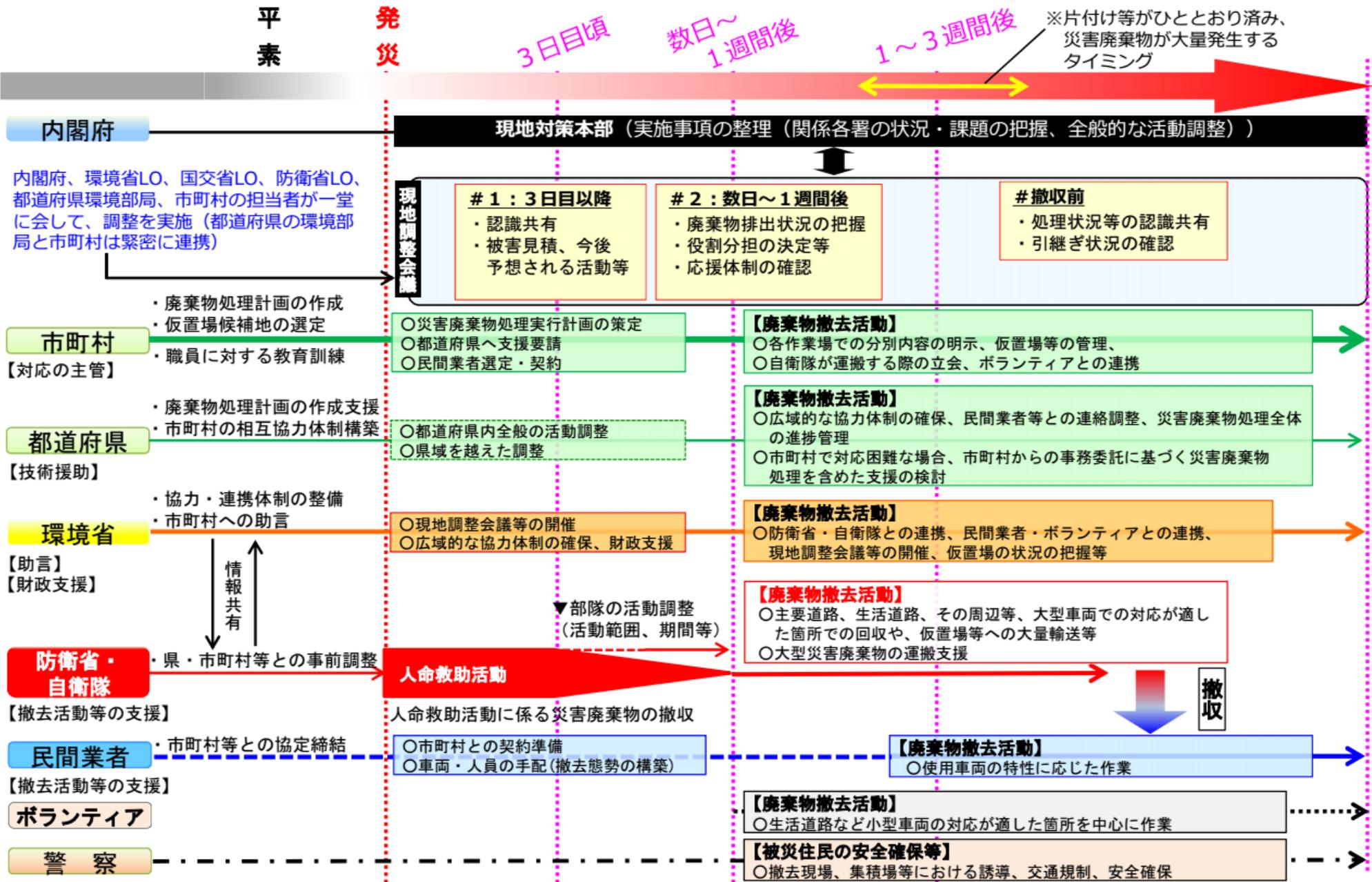
(5) ボランティア・NPO（協力が得られる場合）

- ・ 被災家屋からの災害廃棄物の搬出を中心に実施

5 自衛隊の活動終了に伴う対応

- ・ 事前に、災害廃棄物の撤去に係る所要を市町村との間で共有し、自衛隊の活動終了に伴う業務の引継ぎ要領について調整
- ・ 現地調整会議や現地対策本部会議等において、関係省庁、都道府県、市町村（首長を含む）等の関係者が一堂に会した場で認識の共有を図り、自衛隊は民間事業者等に業務を引継ぎ

(参考) 災害廃棄物の撤去等に係る考え方及び調整フロー(一例)について



平成28年熊本地震に係る災害派遣



平成30年7月豪雨に係る災害派遣



令和元年東日本台風（台風第19号）等に係る災害派遣



令和2年7月豪雨に係る災害派遣

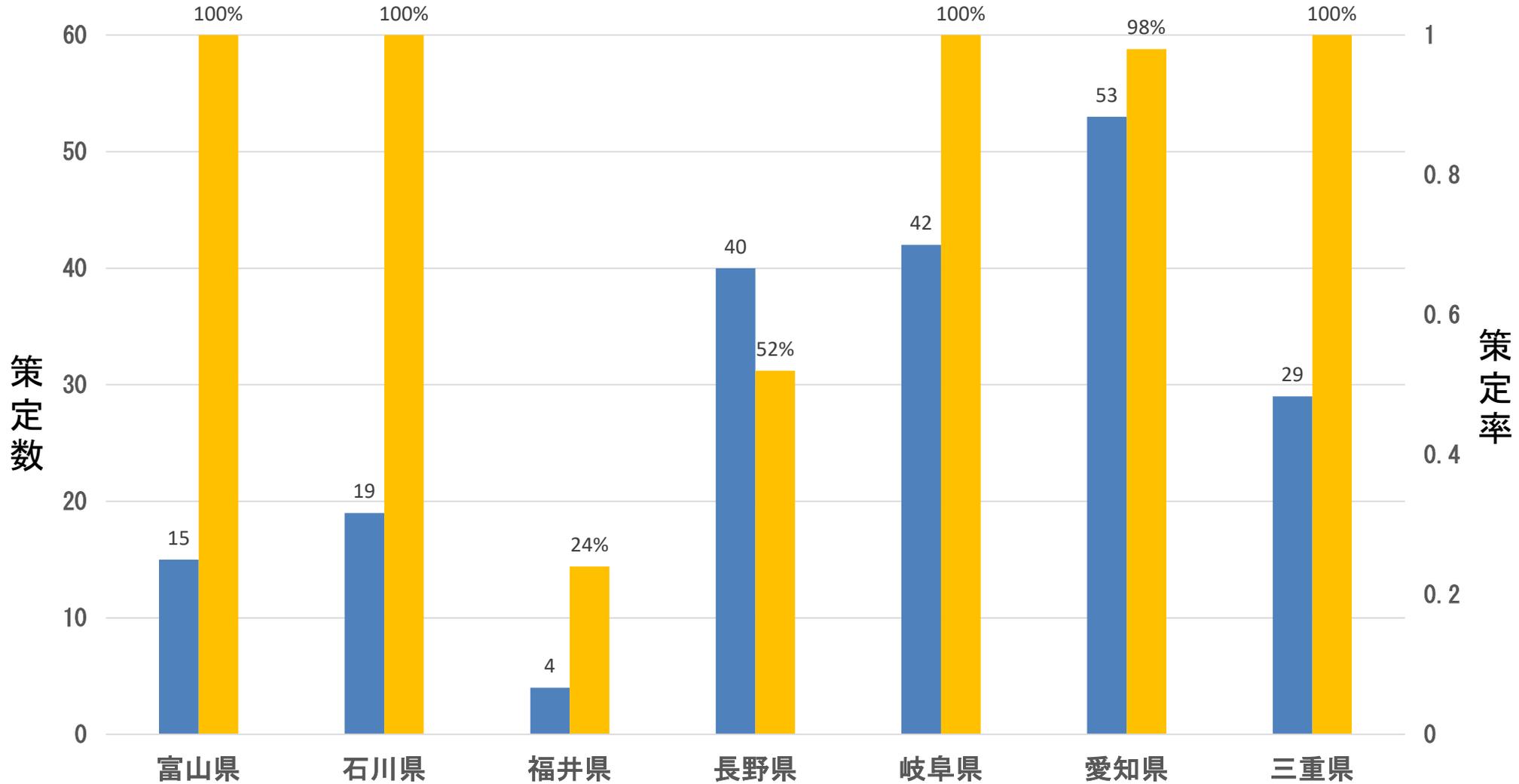


防衛省・自衛隊と中部地方環境事務所との連携

- 「地方環境事務所と自衛隊の各部隊の担当者との間で連絡先を共有し、地方レベルにおいても平素から顔の見える関係を構築する」と位置づけられたことを踏まえ、中部地方環境事務所管内の陸上自衛隊駐屯地を訪問。
 - 意見交換を通して、災害廃棄物の処理主体はあくまで市町村であり、市町村が関係機関と連携し対応にあたることを前提に、マニュアルに位置づけられた関係機関の役割分担・連携を図るべき旨等を確認。
-
- 令和2年 9月29日(火) 守山駐屯地・第10師団(愛知県名古屋市)
 - 令和2年10月 8日(木) 久居駐屯地・第33普通科連隊(三重県津市)
 - 令和2年10月14日(水) 豊川駐屯地・第10特科連隊(愛知県豊川市)
 - 令和2年10月19日(月) 金沢駐屯地・第14普通科連隊(石川県金沢市)
 - 令和2年11月 4日(水) 松本駐屯地・第13普通科連隊(長野県松本市)

令和3年度環境省予算案（災害廃棄物関連）

中部管内市町村の災害廃棄物処理計画策定状況(令和3年3月末時点)



※令和3年3月末までの処理計画策定見込みを含む
※県の処理計画策定率は100%

■ 策定数 ■ 策定率



【令和3年度予算（案） 296百万円（1,000百万円）】

【令和2年度3次補正予算（案） 294百万円】

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を実施し、早期の復旧・復興につながる体制整備・強化を図ります。

1. 事業目的

大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る。

2. 事業内容

気候変動の影響による大雨や短時間降雨の発生頻度の増大、さらに首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生が懸念されています。令和元年東日本台風等の課題を踏まえ、国土強靱化の観点から災害廃棄物処理システムの強靱化に向けた平時からの備えを進めていきます。

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築

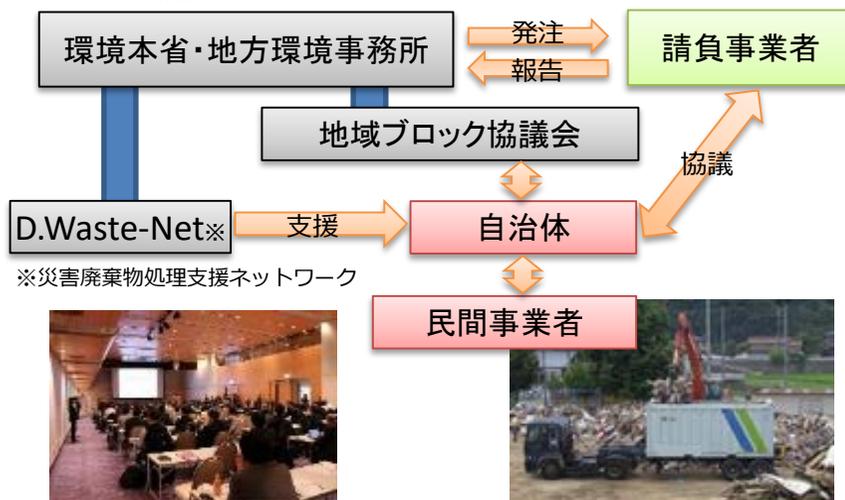
- (1)災害廃棄物対策のフォローアップと継続的な情報発信
- (2)自治体の国土強靱化対策の加速化
- (3)地域ブロックにおける広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備
- (4)全国レベルでの広域的な災害廃棄物対策に係る連携体制の整備

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負、交付先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成25年度～

4. 事業イメージ

○大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築



令和3年度中部地域ブロックにおける災害廃棄物処理体制強化モデル事業

- 令和元年東日本台風等の課題を踏まえ、大規模災害発生時においても強靱な災害廃棄物処理システムの構築を図る必要がある。
- 昨年度までの自治体の災害廃棄物処理計画策定支援から、自治体による図上演習、災害廃棄物処理計画等を通じた**災害廃棄物処理体制の強化に支援フェーズが移行**。

1. 図上演習モデル事業

図上演習（シナリオ検討含む）による県内自治体職員向け訓練や災害廃棄物処理計画の効果検証等を通して、災害廃棄物処理計画に反映すべき知見等を見出す。

2. 災害廃棄物処理計画強化モデル事業

県内市町村等を対象にワーキング会議等（年5回程度）を開催し、災害廃棄物処理体制の強化方法を災害廃棄物処理計画の段階ごとに具体化する。

3. 一般廃棄物処理BCP策定モデル事業

災害発生時に新型コロナウイルス感染症対策を前提に一般廃棄物処理事業の継続や域外の災害廃棄物の処理支援を実現できるようBCPを策定する。